

中学校区を基本として学校再編を進めるにあたって

1. 現行の学校再編基本計画における通学区域（学区）

現行の基本計画には、通学区域（学区）に関して、次のように記載しています。

（記載内容）

●学校再編の基本方針

学区の見直しを含め、全市的な視点で再編を実施する。

●学校規模ごとの基本的な方向性

【小学校】

全体の学級数	基本的な方向性（現行の基本計画）
12～18 学級	適正規模
9～11 学級	統廃合や学区の見直し等、適正規模に近づける方策を検討する
7～8 学級	今後児童数が減少し単学級となる見込みであれば統廃合を行う
6 学級	今後児童数の増加が見込めなければ、速やかに統廃合する
1～5 学級	速やかに統廃合する

【中学校】

全体の学級数	基本的な方向性（現行の基本計画）
9～18 学級	適正規模
6～8 学級	今後生徒数が減少する見込みであれば、統廃合や学区の見直し等を行う
4～5 学級	
3 学級	速やかに統廃合する
1～2 学級	

現行の基本計画では、学校規模が適正規模を下回る場合には、「統廃合や学区の見直し等」を行うとしています。

【通学区域（学区）とは】

学校教育法施行令第5条では、市町村教育委員会は、その設置する小学校（中学校）が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校（中学校）を指定することと定められています。

このことから、茂原市教育委員会では、茂原市立小学校及び中学校通学区域に関する規則を定め、市内の小中学校の通学区域（以下、「学区」という。）を定めています。

学区については、法令上の定めはなく、道路や河川等の地理的状況、地域社会が作られてきた長い歴史的経緯等の地域の実態を踏まえて設定しています。

本市における学区を図に示すと、資料1-2のようになります。

2. 中学校区の枠組みで進める上での課題

第5回審議会において、学校再編の検討については、まちづくりとの関連、小中一貫教育の推進との関連から、中学校区の枠組みを基本とした地域協働により進めていくことが望ましいとされました。

しかしながら、これを進めるにあたっては、学区の編成に関する課題が存在しています。

(1) 小学校と中学校の学区編成

本市では、12の小学校から5の中学校へ進学する学区編成において、一部の小学校では、異なる中学校に分かれて進学する状況があります。

【小学校から中学校への進学の状況】

中学校	生徒数(令和7年度)	進学	小学校
東中学校	402	←	東郷小学校 萩原小学校 東部小学校
富士見中学校	375	←	豊田小学校 西小学校 二宮小学校
茂原中学校	404	←	茂原小学校 萩原小学校
南中学校 (R8.4.1 早野中学校と統合)	(南中) 414	←	鶴枝小学校 中の島小学校 茂原小学校 東部小学校
	(早野中) 129		五郷小学校
本納中学校	194	←	本納小学校 豊岡小学校

【異なる中学校に分かれて進学する小学校の状況】

①萩原小学校

(令和5年度卒業生)

小学校	卒業児童数	東中	茂原中	その他
萩原小学校	101人	0人 (0%)	100人 (99%)	1人 (1%)

萩原小学校の学区の中には、中学校の就学指定校は東中学校のところ、茂原中学校を選択できる区域が設定されています。

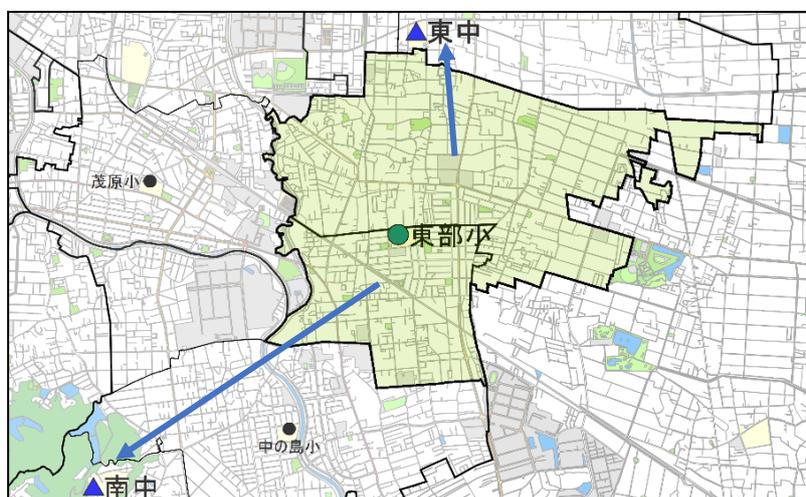


②東部小学校

(令和5年度卒業生)

小学校	卒業児童数	東中	南中	その他
東部小学校	90人	47人 (52%)	38人 (42%)	5人 (6%)

東部小学校の学区に居住している生徒は、東中学校と南中学校が就学指定校となっています。北部は東中学校に進学し、南部は南中学校に進学します。中学校区の境は、概ね茂原警察署から東部小学校の前を通る道路で区切られています。



③茂原小学校

(令和5年度卒業生)

小学校	卒業児童数	茂原中	南中	その他
茂原小学校	44人	32人 (73%)	11人 (25%)	1人 (2%)

茂原小学校の学区に居住している生徒は、茂原中学校と南中学校が就学指定校となっています。北部は茂原中学校に進学し、南部は南中学校に進学します。中学校区の境は、概ね一宮川で区切られています。



考慮すべき視点

中学校への円滑な接続

近年では、子供たちが小学校から中学校に進学する際に、円滑に接続していくことが求められています。

進学の際に、これまで一緒に過ごした友人と中学校が分かれるなど、人間関係が大きく変化することは、子供たちの心的負担の増加につながることが懸念されます。

小中一貫教育の推進

本市では、小学校と中学校の9年間を連続した学びの時間ととらえ、その期間で「どのような子供を育てたいのか」を中学校区ごとのまとまりの中で共有する、小中一貫教育を推進しています。

子供たちが異なる中学校に分かれて進学する小学校では、一貫教育を行う中学校が複数になるため、一貫教育の推進に支障が生じることとなります。

中学校区の枠組みで学校再編を進めていくにあたっては、



異なる中学校に分かれて進学する小学校の学区編成は、望ましい形ではなく、今後の課題であると考えられます。

(2) 規模の大きい学校

現代の学校教育では、少人数指導や習熟度別指導などの多様な学習形態をとったり、特別な支援を必要とする児童生徒に対応したりするために、通常教室以外の空き教室（多目的室など）が必要となっています。

現在、一部の小学校では、学区内の宅地開発等によって、規模が大きくなっている学校があり、改修するなど工夫して余裕教室を確保するよう対応しています。これらの学校では、今後、更に児童数が増加した場合には、余裕教室を確保するための方策を検討する必要があります。

また、その他の学校においても、今後、大規模な宅地開発等が行われることによって、同様の状況が生じる可能性があります。

同じ市内の学校において、余裕教室を確保できないことで、学校間の教育格差が生じることは避けなければなりません。



余裕教室が確保できない学校では、学習上の制約が生じる可能性があることから、「教室の増築」や「学区の検討」などの対応が求められます。

学校再編の取組を進めるにあたっては、
学区編成の課題についても、
併せて検討していく必要があります。

